

公益社団法人久喜市シルバー人材センター

平成30年度事業計画

1 基本方針

内閣府が発表した平成29年度版高齢者白書によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25年には総人口の5%に至りませんでした。昭和45年に7%を超え、さらに、平成6年には14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、現在27.3%に達する超高齢者社会になっています。

高齢化が進む中で、平成28年の65歳以上の労働力人口は786万人となっており、労働力人口総数に占める65歳以上の割合は11.8%と上昇し続けています。現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちは、いつまでも働きたい」と回答し、「70歳くらいまで、もしくはそれ以上」との回答と合計すれば、約8割が高い就業意欲を持っている様子がうかがえます。

このような状況の中、久喜市シルバー人材センターは「自主・自立」「共働・共助」の基本理念に基づき、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じた、地域社会に密着した「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供し、就業を通じ、高齢者の生きがいの充実、健康の維持・増進や生活の安定と、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与するなど、地域社会の健全な発展に貢献してまいります。

また、公益法人として法令を遵守し適正就業を推進するとともに、「安全は、全てに優先する」を合言葉に安全就業に取り組み、安全・安心なシルバー人材センター事業を推進することにより、市民に親しまれ信頼されるシルバー人材センターとしてのあるべき姿を目指し、会員・役職員が一丸となり事業を展開してまいります。

2 重点目標

- (1) 会員の確保・拡大
- (2) 就業機会の拡大
- (3) 安全適正就業の徹底
- (4) 組織運営の強化

3 事業目標（中長期事業推進計画より）

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
会員数	1,000人	1,025人	1,050人	1,075人	1,100人
契約金額	452,000千円	463,300千円	474,800千円	486,600千円	498,700千円
就業延人員	103,600人日	104,700人日	105,800人日	107,000人日	108,100人日
就業率	86.2%	86.5%	86.8%	87.1%	87.4%

4 事業実施計画

(1) 会員の確保・拡大

会員の確保・拡大は、シルバー事業を推進するに当たって根幹をなす部分であり、当センターの60歳以上の人口に対する会員の粗入会率は、1.8%で推移しており、県内平均の2.1%より低く、重要な課題となっております。特に、女性の会員数は減少傾向にあり、女性会員の拡大は急務となっております。また、会員数の減少を最小限にするために、退会を抑制する対策にも取り組む必要があります。

- ①一人一会員入会促進運動を組織的に展開します。
- ②リーフレットの全戸配布やホームページの充実を図り、会員募集のPRに努めます。
- ③女性限定の説明会を開催し、女性会員の拡大に努めます。
- ④市役所や民間施設等を利用した、臨時説明会を開催いたします。
- ⑤未就業会員への就業紹介を迅速に行い、退会者の抑制を図ります。

(2) 就業機会の拡大

会員の多様化する就業ニーズに対応するため、就業開拓員による積極的な就業機会の拡大が必要です。そして、会員の知識や経験、希望職種を把握したうえで的確な就業の提供を行い、発注者ニーズに迅速に対応することが求められています。また、就業を確保するための有効な手段として、シルバー派遣事業にも積極的に取り組む必要があります。

- ①会員の就業ニーズを踏まえ、就業開拓員を増強し積極的な就業機会の拡大に取り組みます。
- ②会員の就業ニーズと発注者のニーズを、的確かつ迅速にマッチングするための仕組みを構築します。
- ③良質なサービスを提供するため、会員のスキルアップを目的とした講習会を開催します。
- ④女性会員の特性を生かした独自事業の創出に取り組みます。
- ⑤役員による企業訪問活動を実施し、発注者との情報交換によるニーズの把握に努めます。

(3) 安全・適正就業の徹底

センターでの就業は、会員の安全確保、事故防止が最も重要です。会員の安全就業・安全管理に万全を尽くすため、「安全は全てに優先する」を合言葉に、安全文化の構築を推進します。そのためには、安全講習会を繰り返し行う必要があります。また、法令を遵守した適正就業に取り組むため、ガイドラインの内容を会員及び発注者に周知徹底する必要があります。

- ①安全適正就業委員会を毎月開催し、事故の発生原因を検証しその防止対策を講じ再発防止を図ります。
- ②7月と12月を「安全就業強化月間」と定め、安全意識の高揚に努めます。
- ③安全講習会を開催し、会員の安全意識の向上を図り、安全文化の構築に取り組みます。
- ④市が実施する特定健康診査（健康診査）の受診を強く奨励し、自主的な健康管理を推進しま

す。

- ⑤就業基準を見直し、公平な就業機会の提供に努めます。
- ⑥ローテーション就業を推進し、未就業の解消と就業の適正化を図ります。
- ⑦法令を遵守した適正就業を推進するため、就業形態の適正化に取り組みます。

(4) 組織運営の強化

センターが健全に発展するためには、会員及び役職員が公益性、基本理念、組織運営の原則を十分に理解した上で、機動的な組織運営が求められています。そのために、各部会や委員会での企画・実行力を高め、組織の活性化と充実を図る必要があります。また、事務局体制の整備を進め、円滑で安定的な組織運営の確立が求められます。

- ①役職員等のスキルアップを図るため、先進地センター視察研修を実施します。
- ②部会・委員会の運営に当たっては、担当理事を中心とした会員主体の運営を推進し活性化を図ります。
- ③中長期事業推進計画の進捗状況の確認、実績の検証を行います。
- ④事務処理の効率化を図るため、事務処理のマニュアル作成に取り組みます。
- ⑤「報告・連絡・相談」を徹底し、職員間の連携強化と情報の共有を図ります。
- ⑥事務所移転整備計画に基づき、事務所移転の準備を進めます。